

登録電気工事業者承継届出について

登録電気工事業者が、その事業の全部を譲渡、相続、合併または分割する場合において、その登録電気工事業者の地位を承継した方は、承継した日から30日以内に県知事に届け出る必要があります（岡山県知事への届出は、本県内のみの営業所を承継した者に限ります。）

また、登録電気工事業者の地位を承継した方は、この承継により登録証に記載した事項に変更があった場合、登録電気工事業者登録事項変更届出書に登録証を添えて提出し、訂正を受ける必要があります。

なお、みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者及びみなし通知電気工事業者については、承継の適用はありませんので、それぞれ、新規の届出または通知を行ってください。

1 事業の全部の譲渡による承継

- ・「事業の全部の譲渡」とは、登録電気工事業者の地位を他者に移転させることです。
- ・例としては、個人事業主から法人化する場合が該当します。

なお、有限会社から株式会社への組織変更は、承継ではなく変更に当たります。

〈必要な書類〉

- (1) 電気工事業者承継届出書
- (2) 電気工事業者譲渡証明書
- (3) 誓約書（個人、法人、役員）
- (4) 登記事項証明書（3カ月以内の原本）（承継した者が法人である場合）

2 相続による承継

- ・「相続」とは、登録電気工事業者の地位にある者の死亡により開始されます。
- ・「相続」は、その電気工事業者の包括継承を指し、分割継承は含まれません。
- ・例としては、個人事業主である電気工事業者の死亡により、これを相続する場合が該当します。

〈必要な書類〉

- (1) 電気工事業者承継届出書
- (2) 登録電気工事業者相続同意証明書または登録電気工事業者相続証明書
 - ・登録電気工事業者相続同意証明書…承継者以外に相続人がいる場合
 - ・登録電気工事業者相続証明書……承継者以外に相続人がいない場合
- (3) 誓約書（個人）
- (4) 戸籍謄本（3カ月以内の原本、被相続人にももの）

3 法人の合併または分割による承継

- ・登録電気工事業者が合併または分割した場合において、合併後に存続する法人、合併により設立した法人または分割された法人（登録に係る事業の全部を承継した者に限る。）は、その登録電気工事業者の地位を承継することができます。

〈必要な書類〉

- (1) 電気工事業者承継届出書
- (2) 誓約書（法人、役員）
- (3) 登記事項証明書（3カ月以内の原本）
- (4) 電気工事業者承継証明書（分割の場合）

添付する書類 \ 承継の種類	事業の全部譲渡による承継	相続による事業承継	法人の合併による事業承継	法人の分割による事業承継
誓約書(申請者用)	○	○	○	○
登記事項証明書(法人の場合)	○		○	○
登録電気工事業者登録証	○	○	○	○
申請者の戸籍謄本		○		
電気工事業譲渡証明書	○			
相続証明書または相続同意証明書		○		
電気工事業承継証明書				○
電気工事業承継届出書	○	○	○	○

4 登録事項の変更等について

- ・承継に伴い登録電気工事業者の登録事項に変更等があった場合は、変更等が生じた日から30日以内に届出が必要です。**様式第7**により届出を行ってください(手数料として**2,200円**が必要です)。
- ・変更に伴い必要となる添付書類については、登録事項変更届出(様式11)の説明文を参照してください。

5 提出・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「登録電気工事業者登録申請書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

<送付・持参先> 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県消防保安課 保安班

<問い合わせ先> TEL (086)226-7296 (保安班直通)

受付時間…8:30~17:00(土・日・祝日は受付していません)

様式第6 (第6条)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号


登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項（当該承継により登録証に記載された事項に変更があつたときは、第9条第3項及び第10条）の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が登録を受けた 年月日及び登録番号	年 月 日
	岡山県知事登録 第 ー 号
承継者が登録を受けた 年月日及び登録番号	年 月 日
	岡山県知事登録 第 ー 号
被承継者に関する登録証の添付の有無	有・無

(備 考) 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第7 (第6条)

手 数 料 納 付 済 証 貼 付 欄 ↓	受 付 欄
 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 1 3 8 1 左のバーコードをPOSレジで読み込み、 手数料支払い後に発行される納付済証 シールを貼付してください。 [手数料の額 2, 200円]	

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

登録電気工事業者の地位を承継しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項（当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条）の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称 法人にあつてはその代表者の氏名 住所 登録を受けた年月日 法人にあつてはその役員の氏名 営業所の名称及び所在の場所並びに当該 営業所の業務に係る電気工事の種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号	
承継者に 関する事項	登録を受けた年月日及び登録番号 法人にあつてはその役員の氏名 営業所の名称及び所在の場所並びに当該 営業所に係る電気工事の種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号	
被承継者に関する登録証の添付の有無		

- (備 考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 営業所が2以上の場合、必要に応じ欄を設けること。

[誓約書（申請者用）]

添付書類（施行規則2-2-1）

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

第3号 登録電気事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの